

2022年6月6日

岸田文雄内閣総理大臣 殿

長崎県保険医協会
会長 本田 孝也

厚生労働省による最高裁判決の捏造に抗議し、被爆体験者の速やかな被爆者認定を求める

昨年7月の広島高裁「黒い雨」訴訟判決に対する上告断念を受け、被爆者認定指針の見直しが行われ、広島では本年4月より被爆者健康手帳の交付が開始された。しかるに、長崎は認定の対象外として未だ申請の受付さえ始まっていない。

長崎が認定の対象外となった理由として、平成29年の被爆体験者訴訟の最高裁判決と長崎には黒い雨が降ったという客観的な記録がないことを挙げている。

この問題に対して、さる5月18日の衆議院厚生労働委員会において、山田勝彦衆議院議員が質問された。当会が作成した長崎の間の瀬地区に黒い雨が降ったという資料をもとに「間の瀬地区の住民の皆様は、なぜ、いまだに手帳をもらえないのでしょうか。」という質問に対して後藤厚生労働大臣は「判決では、ご指摘の間の瀬地区も含め、被爆地域として指定されていない地域では、原爆投下後間もなく雨が降ったとする客観的な記録はないとされているわけです。これは最高裁の確定判決の事実認定であります。」と回答した。しかし、最高裁の判決文にはそのような記載は一切なく、そもそも「雨」という文字すらでてこない。これは高裁判決の文言を切り取って、あたかも最高裁判決であるかのように偽装した、悪質な最高裁判決の捏造である。

広島高裁は原爆の「黒い雨」に含まれると推定される放射性微粒子の内部被曝による健康被害を否定できない事をもって被爆者と認定したのである。これに対し、長崎ではマンハッタン調査団により広範囲に残留放射線が測定されており、放射性微粒子が降下したことの客観的証拠が存在する。

被爆体験者訴訟の最高裁判決も、黒い雨が降ったという客観的記録がないとする厚労省の主張も、被爆体験者を被爆者と認めない理由にはならない。

当会は厚生労働省による最高裁判決の捏造に抗議し、被爆体験者の速やかな被爆者認定を求めるものである。

以上

2022年6月6日

後藤茂之厚生労働大臣 殿

長崎県保険医協会
会長 本田 孝也

厚生労働省による最高裁判決の捏造に抗議し、被爆体験者の速やかな被爆者認定を求める

昨年7月の広島高裁「黒い雨」訴訟判決に対する上告断念を受け、被爆者認定指針の見直しが行われ、広島では本年4月より被爆者健康手帳の交付が開始された。しかるに、長崎は認定の対象外として未だ申請の受付さえ始まっていない。

長崎が認定の対象外となった理由として、平成29年の被爆体験者訴訟の最高裁判決と長崎には黒い雨が降ったという客観的な記録がないことを挙げている。

この問題に対して、さる5月18日の衆議院厚生労働委員会において、山田勝彦衆議院議員が質問された。当会が作成した長崎の間の瀬地区に黒い雨が降ったという資料をもとに「間の瀬地区の住民の皆様は、なぜ、いまだに手帳をもらえないのでしょうか。」という質問に対して貴職は「判決では、ご指摘の間の瀬地区も含め、被爆地域として指定されていない地域では、原爆投下後間もなく雨が降ったとする客観的な記録はないとされているわけです。これは最高裁の確定判決の事実認定であります。」と回答した。しかし、最高裁の判決文にはそのような記載は一切なく、そもそも「雨」という文字すらでてこない。これは高裁判決の文言を切り取って、あたかも最高裁判決であるかのように偽装した、悪質な最高裁判決の捏造である。

広島高裁は原爆の「黒い雨」に含まれると推定される放射性微粒子の内部被曝による健康被害を否定できない事をもって被爆者と認定したのである。これに対し、長崎ではマンハッタン調査団により広範囲に残留放射線が測定されており、放射性微粒子が降下したことの客観的証拠が存在する。

被爆体験者訴訟の最高裁判決も、黒い雨が降ったという客観的記録がないとする厚労省の主張も、被爆体験者を被爆者と認めない理由にはならない。

当会は厚生労働省による最高裁判決の捏造に抗議し、被爆体験者の速やかな被爆者認定を求めるものである。

以上